

## 相続に必要な書類

数次相続や代襲相続、その他相続の内容によって、必要書類が異なります。

1. 被相続人様の戸籍謄本（全部事項証明書）出生から死亡までのすべて
2. 相続人全員の現在戸籍の謄本または抄本
3. 不動産取得者である相続人の住民票の写しまたは戸籍の附票
4. 土地、建物の固定資産評価証明書又は名寄帳（取得する時、取得者が被相続人の相続人であることを証明する戸籍謄本等が必要です。）

または納税通知書でもよいですが、納税通知書は非課税部分が記載されていないため道路部分等の非課税部分に使われている土地（登録免許税の計算には必要）の記載がされていません。そのリスクを避けるために、評価証明書または名寄帳を取得することとしています。

5. 被相続人様の住民票の除票の写し（本籍の記載のある物）、または戸籍の附表の除票（住民票の除票だと被相続人がその市町村に転入してきてからしか、住所の記載がないので、市町村を跨いで転々と住所変更をされている場合（本籍は動かしていない場合）に戸籍の附票で対応します。

それと、現在の登記情報を取得するために、相続する不動産の住所が必要です。（権利証または登記事項証明書があればお持ちください。）

遺産分割協議書を作成する場合

1. 遺産分割協議の内容、  
作成した遺産分割協議書に相続人全員による実印での押印が必要となります。
2. 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に添付するため）
3. 預貯金（残高記載部分はいりません。）  
通帳の銀行名 支店名 普通預金、定期預金の別及び口座番号が分かる部分  
ゆうちょ銀行の場合  
通帳の通常貯金、定期貯金、定額貯金の別及び記号及び番号の分かる部分